

社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会
佐倉東部地区社会福祉協議会 規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 この会は佐倉東部地区社会福祉協議会(以下「本会」という)と称し、事務所を佐倉市社会福祉協議会事務所内に置く。

(区域及び構成)

第2条 本会の事業対象区域は、佐倉東部地区(別表)を範囲とし、地区内居住者の福祉委員をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、佐倉東部地区内の住民が互いに協力し、地区居住者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉のための啓発宣伝並びに調査研究
- (2) 青少年、児童福祉のための活動
- (3) 高齢者並びに障がい者及び児童福祉のための活動
- (4) 暮らしの福祉活動
- (5) 社会福祉に関わる文化事業及びレクリエーション活動
- (6) その他、この会の目的達成のため必要な活動

第2章 役員・福祉委員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 18名
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 理事は、佐倉小学校区・佐倉東小学校区・白銀小学校区からそれぞれ6名を推薦し、福祉委員会において選任する。
2. 幹事は、福祉委員会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 理事は、本会事業全般の計画及び推進を担当する。
- (2) 幹事は、会計及び事業の状況を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 役員の仕事は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時福祉委員会の終結の時までとする。但し、再任は妨げない。
- (2) 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会長・副会長・事務局長・会計の選出及び仕事)

第9条 本会に、理事の互選により、会長 1 名・副会長 2 名・事務局長 1 名・会計 2 名を置き、それぞれ次の仕事を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長が事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会議の運営及び事業の推進仕事を担当する。
- (4) 会計は、会計事務全般を担当する。

(福祉委員の選任)

第10条 本会の運営管理を円滑に推進するため、下記により福祉委員を選任する。

- (1) 佐倉東部地区区域別代表
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 主任児童委員
- (4) 地区内小中学校代表
- (5) 福祉協力者
- (6) その他必要と認めた者

2. 福祉委員は、社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会会長より委嘱を受ける。

(福祉委員の仕事)

第11条 福祉委員の仕事は次の通りとする。

- (1) 福祉委員の仕事は1年とする。
- (2) 補欠福祉委員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は、理事会・三役会・福祉委員会・事業部会とする。

(理事会)

第13条 理事会は理事を以って構成し、随時次の事項を審議調整する。

- (1) 福祉委員会に付議すべき事項
- (2) 本会の諸事業の調整に関する事項
- (3) その他必要な事項

(三役会)

第14条 三役会は、会長、副会長、事務局長で構成し、随時本会の事業全般について審議する。

(福祉委員会)

第15条 福祉委員会は福祉委員を以って構成し、本会の円滑な組織活動を促進するため次の通り開催する。

- (1) 福祉委員会は、年2回以上とし、会長が之を招集する。
- (2) 福祉委員が福祉委員会を欠席する時は、必ず委任状を提出する。
- (3) 福祉委員会は、出席者と委任状の合計が福祉委員の過半数を以って成立する。
- (4) 福祉委員会の議長は、福祉委員の互選により選出する。
- (5) 福祉委員会は、次の事項を審議する。
 - ① 規約の制定及び改廃に関する事項
 - ② 事業計画及び予算に関する事項
 - ③ 事業報告及び決算に関する事項
 - ④ 役員の選任に関する事項
 - ⑤ その他必要な事項
- (6) 福祉委員会における議決は、議長を除く出席した福祉委員の過半数の賛成を以って決する。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事業部会)

第16条 本会に、理事会の決定により事業目的別に事業部を置くことが出来る。

2. 福祉委員は、何れかの事業部に事業部員として所属するものとする。
3. 各事業部は、理事を事業部長とし、決められた事業計画を具体的に推進するため、随時事業部会を開催する。

第4章 会計・補則

(経費)

第17条 本会の経費は次の収入を以って充てる。

- (1) 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会からの支出金
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(会計)

第18条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの1ヶ年とする。

(弔慰金及び見舞金)

第19条 本会における弔慰金及び見舞金は次による。

- (1) 福祉委員死亡の場合 弔慰金 5,000円
- (2) その他特別の場合 会長が判断し、理事会の承認を得るものとする。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

(別表)

佐倉東部地区37区域(自治会、町内会、区)の、佐倉小学校区・佐倉東小学校区・白銀小学校区別区域割りは下記とする。

<佐倉小学校区 19区域>

仲町第一・仲町第二・間之町・肴町・中尾余町・最上町・裏新町第一・裏新町第二
袋町・弥勒町・野狐台町・栄町・瓜作団地・鍋山町・京成サンコーポ佐倉
エステプラザ京成佐倉駅前・ルネ京成佐倉グランレジデンス・ハイホーム佐倉
佐倉ステーションゲートサウスウイング

<佐倉東小学校区 9区域>

ハッコー佐倉マンション・将門町・千成・藤沢町・本町第一・本町第二・本町第三
さくらが丘・みどり野

<白銀小学校区 9区域>

大蛇町・堀ノ内団地・堀ノ内第二・堀ノ内市営・堀ノ内県営・上代区・高岡区・
白銀ニュータウン・市営大蛇住宅

(附則)

佐倉市社会福祉協議会佐倉東部支会会則は、平成17年3月31日をもって廃止する。

佐倉東部地区社会福祉協議会規約(以下本規約という)は、平成17年4月1日から施行する。

本規約の一部を改正し、平成18年4月1日より施行する。

本規約の一部を改正し、平成25年5月19日より施行する。

本規約の一部を改正し、平成29年9月1日より施行する。

本規約の一部を改正し、平成31年4月1日より施行する。